

## 取扱い表示記号改正のご案内

JIS L 0001『繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法』が2024年8月20日に改正予定です。

JIS改訂に伴い、家庭用品品質表示法の一部（JIS L 0001→JIS L 0001:2024）も改正されます。  
 公布・施行：令和6年8月20日 経過措置期間：令和7年8月19日

### 主な改正内容

#### ①記号の追加

111  ー液温は、30°Cを限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる

511  ー底面温度120°Cを限度としてスチームなしでアイロン仕上げ処理ができる  
 ースチームアイロンは不可逆的な損傷を引き起こす可能性がある

#### ②意味の変更

530  ー底面温度~~200°C~~210°Cを限度としてアイロン仕上げ処理ができる

520  ー底面温度~~150°C~~160°Cを限度としてアイロン仕上げ処理ができる

510  ー底面温度~~110°C~~120°Cを限度としてスチームなしでアイロン仕上げ処理ができる

#### ③意味の追加

620  ーパークロロエチレン又はジブトキシメタン(沸点182.5°C,引火点62°C)若しくは記号Ⓕの欄に規定の溶剤でのドライクリーニング処理ができる  
 ー通常の処理

610  ー石油系溶剤(蒸留温度150°C~210°C,引火点38°C~70°C)又はデカメチルペンタシクロシロキサン(沸点210°C,引火点77°C)でのドライクリーニング処理ができる  
 ー通常の処理

621  ーパークロロエチレン又はジブトキシメタン(沸点182.5°C,引火点62°C)若しくは記号Ⓕの欄に規定の溶剤でのドライクリーニング処理ができる  
 ー弱い処理

611  ー石油系溶剤(蒸留温度150°C~210°C,引火点38°C~70°C)又はデカメチルペンタシクロシロキサン(沸点210°C,引火点77°C)でのドライクリーニング処理ができる  
 ー弱い処理

#### ④記号の微修正

〈禁止記号×の位置の微修正〉

100  → 

200  → 

500  → 

〈手洗い記号の手の形状〉

110  → 

内容についての質問がございましたら、お近くの事業所にお問い合わせ下さい。  
 ホームページ：<https://www.jwif.org>

